HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度実施要領の運用について

令和７年（2025 年）３月 24 日林業木材課第 1556 号

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者（以下「推進業者」という。）の認証については、HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度実施要領（令和７年３月 24 日付け林業木材第 1556 号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、これにより取り扱うものとする。

第１　要領第２（認証基準）関係

(1)　第１項及び第１項第２号について、道内に本店が所在しないため、きた住まいるメンバーの登録が行えない事業者等にあっても、道内に支店若しくは営業所を有し、道産木材を積極的に利用する方針を明確にしている場合は、要領第３の認証について申請することができる。

(2)　(1)による認証の申請にあたっては、事業者等における道産木材の利用方針や道内での利用実績等について、道がその内容を確認し、当該推進業者の認証が道産木材の利用拡大に資するものと認めた場合に限ることとする。

第２　要領第３（認証の申請）関係

(1)　第３号において、道内に本店が所在しない事業者等の場合は、申請者における道産木材の利用方針や道内での利用実績等を添付（任意様式）するものとする。

なお、道内での利用実績は、申請年の前年から過去２年間とする。

(2)　第７号における一級建築士、二級建築士、又は木造建築士の免許証の写しについては、第１号により建築士事務所登録申請書の副本の写しが提出される場合、重複して提出する必要はない。

(3)　第１０号におけるその他参考情報とは、道産木材の利用等に関する取り組みを示した書類、企業パンフレット、インターネットでのＰＲ状況の写し等をいう。

(4)　推進業者の認証の申請日がきた住まいるメンバー登録制度実施要領第５の規定によるきた住まいるメンバーの登録日から３ヶ月以内である場合は、第１号、第４号、第６号及び第７号による書類の提出を省略することができる。

なお、書類の提出を省略する場合は、知事はきた住まいるメンバーの登録申請時に提出された当該添付資料により確認する。

第３　要領第５（認証書の交付、推進業者の公表等）関係

(1) HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者（以下「推進業者」という。）に交付する認証書（別紙第１号様式）は、建築業者認証審査結果通知書（別紙第２号様式。以下「結果通知書」という。）に添付して送付する。

(2)第１項において道のホームページで公表する推進業者名等の情報とは、要領別記第２号様式の会社

概要の内容とする。

(3)推進業者は前項で公表している内容について随時更新できるものとし、更新する場合は、更新内容を記載した会社概要を知事に提出する。

第４　要領第６（報告）関係

(1)知事は、毎年４月末までに、推進業者に対して別紙第３号様式により実績報告の依頼をするものとする。

(2)知事は、推進業者から実績の提出がない場合、要領第１１に基づき当該推進業者の認証を取り消すことができるものとする。

第５　要領第８（申請内容の変更）関係

変更届出書に添付する書類は、変更内容に応じて要領第３第１号、第３号、第７号、第９号及び第１０号の規定を準用する。

第６　要領第９（推進業者の継承）関係

承継に伴う変更届出書に添付する書類は要領第３の第１から４号、第７～１０号の規定を準用する。

第７　要領第１１（認証の取り消し）関係

(1) 知事は、推進業者に対して別紙第４号様式により取り消しの通知を行うものとし、取り消しの通知を受けた推進業者は、取り消しに異議がある場合は、通知の日から１０日間以内に説明を求めることができるものとする。

(2)知事は、前号の文書を受けた日から５日以内に異議についての回答を文書により行うものとする。

第８　要領第１３（推進業者への情報提供等）について

(1)道は、道産木材に関する各種調査等により HOKKAIDO WOOD HOUSE 及び道産木材の普及、啓発に関する情報収集に努め、情報等については、速やかに推進業者に情報提供する。

(2)道は道産木材の利用及び HOKKAIDO WOOD HOUSE に関するパンフレット及び道の関与（主催・共催・後援等）するセミナーの開催等の情報についても推進業者に情報提供する。

第９　その他

(1) 要領に定める様式のほか、別表１のとおり定める。

別表１

関係 要領・運用 運用の条項	名　　称	別 紙 番 号	備　　考
要領第５の第１項 運用第２の（１）	認　　証　　書	別紙第１号様式	
	建築業者認証審査結果通知書	別紙第２号様式 その１	認証した場合
		その２	適合しなかった場合
要領第６の第２項 運用第３の（１）	HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者更新申請書の提出について	別紙第３号様式	
要領第１１の第２項 運用第６の（１）	HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者の認証の取り消しについて	別紙第４号様式	

（別紙第１号様式）

HOKKAIDO
WOOD

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者
認証書

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度実施要領第５の第１項の規定に基づき、 認証します。

申請者

住所（所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

認証番号　第　　号

年　　月　　日

北海道知事　鈴 木　　直 道

（別紙第２号様式その１（認証の場合））

林業木材第　　号
年　　月　　日

（申請者）　様

北　海　道　知　事

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証審査結果通知書

年　　月　　日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度実施要領第２の各号の規定に適合していることを認め、別添認証書のとおり HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者として認証したので通知します。

（別紙第２号様式その２（適合しなかった場合））

林業木材第　　号
年　　月　　日

（申請者）　様

北　海　道　知　事

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証審査結果通知書

年　　月　　日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、下記のとおり HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者の認証基準に適合していなかったのでお知らせします。

記

１　該当条項及び内容

該当条項

内容

（別紙第３号様式）

林業木材第　　号
年　　月　　日

（申請者）　様

北　海　道　知　事

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築実績等報告書の提出について

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度実施要領（以下、「要領」）第５の規定に基づき、　　年４月３０日までに HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築実績等報告書（別記第４号様式）を提出して下さい。

なお、HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築実績等報告書の提出がない場合は、要領第１１に基づき HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者の認証を取り消すことがあります。

（別紙第４号様式）

林業木材第　　号
年　　月　　日

（申請者）　様

北　海　道　知　事

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者の認証の取り消しについて

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度実施要領第１１の第１項の規定に基づき認証を取り消します。取り消しに関して意見のある場合は、　　年　　月　　日までにその旨を記載した文書を提出して下さい。
期日までに意見の提出が無い場合は、認証の取り消しを了承したものとします。

記

１　取り消しの該当条項及び内容

２　意見の提出期限

年　月　日